Ver.1(2020.10.01 制定)
Ver.2(2020.10.08 改定)
Ver.3(2020.12.10 改定)
Ver.4(2021.03.30 改定)

新型コロナウイルス感染症拡大予防マニュアル

新型コロナウイルス（covid-19）感染症拡大に伴い、『大阪府の感染拡大防止に向けた取組み』に基づき、本学における、令和２（2020）年度後期からの各事業の実施について、以下の通り定めるものとします。本マニュアルは、今後の感染症拡大状況により、その都度改訂を検討するものとします。

1. 新生活様式の遵守について

相愛大学生ならびに教職員は、国から示された「新しい生活様式」を積極的に取り入れ、遵守するよう心掛ける。すなわち３つの密（密閉、密集、密接）を回避し、毎日の行動履歴、体調管理を記録するなどの他、厚生労働省：接触確認アプリ「COCOA」や、大阪府：「大阪コロナ追跡システム」の利用を推奨する。

- 新しい生活様式　https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf
- 接触確認アプリ「COCOA」
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 大阪コロナ追跡システム　http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_covid19/index.html

2. 授業について

「大阪モデル」（http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html）のステージにあわせ、授業形態、授業時間、教室人数、教育活動を定めた、「相愛モデル」を授業方針とする。

新型コロナウイルス感染症に対する本学の授業方針（相愛モデル）

2020/ 8/ 6全学教務委員会　策定
2020/10/ 8全学教務委員会　一部修正
2020/12/10全学教務委員会　一部修正
2021/ 3/30全学教務委員会　一部修正

目安となる「大阪モデル」のステージ	グリーン・イエローのステージ	レッドのステージ	感染爆発、クラスターの頻発など深刻な状況になった場合
	相愛モデル１	相愛モデル２	相愛モデル３
授業形態	・感染拡大防止対策を徹底した上で、原則「対面授業」 ※この場合でも、授業の全ての回を「対面」で行うのではなく、「対面授業に代わる授業方法」を組合わせることも可	・どうしても「対面授業」が必要と判断される科目のみ、対面授業 ※対面授業に代わる授業方法の推奨	・全てを対面授業に代わる授業方法で実施
授業時間	・通常授業時間 １限目　9時20分～10時50分 ２限目　11時00分～12時30分 ３限目　13時20分～14時50分 ４限目　15時00分～16時30分 ５限目　16時40分～18時10分 ６限目　18時20分～19時50分	・短縮授業（50分授業+40分程度の課題） １限目　10時00分～10時50分 ２限目　11時10分～12時00分 ３限目　12時50分～13時40分 ４限目　14時00分～14時50分 ５限目　15時10分～16時00分 ６限目　16時10分～17時00分	
教室人数	・「３密」を回避するため、履修者数に応じて教室を変更	・「３密」を回避するため、履修者数に応じて教室を変更	
教育活動	・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏 等）については感染症対策の更なる徹底	・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏 等）を実施しない	・大学内での教育活動はなし

※新型コロナウイルス感染症が収束した段階で、通常に戻ります。
※本学関係者（学生を含む）に新型コロナウイルス陽性者が出た場合は、保健所の指導に従い、立ち入り制限等の措置を講ずることがあります。
※大阪府から発信される情報によって、上記と異なるケースによって実施する場合があります。
★本方針は、大阪府による「学校における新型コロナウイルス感染拡大第２波への備え」を参考に策定。

「相愛モデル」における注意事項

(1) 「適度な距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底する。

(2) 授業中は 1 回以上の換気を行う。(90 分授業の場合、少なくとも 5～10 分程度)

(3) 使用する備品（机、キーボード、マイク、リモコン等）は、除菌シート等で清拭し、使用したものは必ずゴミ箱に捨てる。

(4) 授業中、体調不良になった場合は授業を中断する。学生の場合は、退席し帰宅する。教員の場合は、授業を中止する（残りの授業内容については補講等で保証する)。その後の対応については、「3. 健康管理」に従う。

(5) 学外実習については、国や各自治体のガイドラインを遵守し、学部等からの指示に従う。

(6) 感染リスクの軽減を目的に、対面に代わる授業を実施する場合がある。その際は担当教員の指示に従う。

3. 健康管理

学生は、毎日「健康観察記録表」を記録し、「予防と対応のフローチャート」に則り、必要時は「自宅待機申請書」を提出することとする。発熱、風邪症状、呼吸器症状がある場合は、風邪薬や解熱剤を使わずに、解熱・症状消失から 48 時間経過すれば登校可とする。登校可となって、初回の登校時には必ず「健康観察記録表」を保健室に提出すること。また感染者との濃厚接触の可能性がある場合は自宅待機のうえ保健所の指示に従うこと。症状がない場合については 48 時間経過すれば登校可とする。

教職員においても「健康観察記録表」を記録し、「予防と対応のフローチャート」を準用する。なお自宅待機等の報告は所属長を通じて総務課へ行うこととする。

- 「予防と対応のフローチャート」　最終頁参照
- 「健康観察記録表」　https://www.soai.ac.jp/information/news/pdf/helthsuppert.pdf
- 「自宅待機申請書」
  https://www.soai.ac.jp/information/news/pdf/homewaitingmailform.pdf

4. イベント・公開講座・説明会等

不特定多数が集まるイベント等については、本学の運営上必要なもののみ開催する。また開催の場合は、収容人数、待機場所における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、場内の換気など感染症拡大予防の取り組みを講じ、主催者（各部署）にて適切に判断し実施する。

5. 図書館

図書館において、以下の感染症拡大予防の取り組みを講じる。

(1) 入館者登録の徹底。
(2) 閲覧室入口での手指消毒の徹底。
(3) 返却図書は 2 日間保管をしたのち書架へ配架する。
(4) 資料の返却は、郵送や宅配便での受付も可能とする。
(5) 書架から取り出した資料等は、返却台に戻すよう徹底する。
(6) ビニールブックカバー、視聴覚資料、入退館ゲート、机、什器等の消毒の徹底。
(7) 扉、窓の一部を開放し、常時換気を行う。

6. 食堂・ラウンジ等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすいことを踏まえ、以下の感染症拡大予防の取り組みを講じる。

(1) 昼休み等の混雑時は利用を制限することがある。
(2) 食堂利用の際は、必ず手洗い又は手指消毒を行い、座席は十分に間隔をあける。
(3) 券売機等に列ができる場合は、前後十分な距離をあける。
(4) 利用者は大声での会話は控え、マスクの着用と食事等が終了次第、速やかに退席するなど滞留時間を短くする。
(5) 出入り業者においても、健康・衛生管理を徹底する。

7. 課外活動等

(1) クラブ活動は、当面の間オンラインによる活動とする。
(2) クラブの合宿や遠征など、宿泊を伴う行事・イベントについては、当面の間、中止とする。やむを得ず実施する場合は、事前に必ずその旨を学生支援センターへ相談すること。
(3) 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で、人と人が至近距離で会話する行事や飲食を伴うイベント（立食パーティー、懇親会、歓送迎会、自宅での大人数の飲み会など）についても、当面の間、自粛とする。
(4) 演奏会、ライブなど、学外者を招いての活動についても、当面の間、自粛とする。
(5) 3 つの密（密閉、密集、密接）が生じやすいアルバイト、カラオケボックスへの入店、イベント等への参加、複数人との行動はなるべく避ける。

8. 施設・設備の利用上の留意点

(1) 共用エリア、教室（講義演習室、コンピューター教室、実験実習室、レッスン室）、音楽学部練習室、トレーニングルーム等では、密集の回避、手指消毒、マスク着用、室内の換気を徹底する。

(2) 教室（講義演習室、コンピューター教室、実験実習室、レッスン室）を利用した際は、室内の必要な場所、什器等の消毒を行う。

(3) 学内施設・設備の利用については、管理部署が個別に定める指示に従うこと。

9. 学生・教職員の入構

入構は原則として、次の場合に限り認める。ただし、学生・教職員を問わず、体調不良や発熱等の症状がみられる場合は、学内への入構を控えること。

(1) 対面授業を受講する者およびその担当者。

(2) 対面に代わる授業を受講するために学内施設を利用する者。

(3) その他、学部、学科、合同研究室、各部署が認めた者。

(4) 入構時にはマスクを着用し、設置ブースにて、手洗い、手指消毒を行う。

10. 学外者の入構

(1) 各守衛室にて記名等を義務付け、学外者の入構を適切に管理する。

(2) 入構時にはマスクの着用と、設置ブースでの、手洗い、手指消毒を要請する。

(3) アポイント無しの学外者は、入構を制限する場合がある。

(4) 学外者への学内施設の利用は、原則として所定の手続きにより、許可したものについてのみ認める。

11. 公務および研究活動における出張

公務出張は、オンライン等で代替可能な事案のものについては、可能な限りオンライン等で対応する。必要性がある場合のみ出張を認める。その際は、出張先の自治体ガイドラインに従い行動する。国外への出張の場合は、その国および出張先のガイドラインに従い行動し、帰国に際しては国の指導に従う。研究活動における出張についても、公務出張と同様の扱いとする。

12. 学内で感染者が発生した場合

(1) 学生または教職員に感染が判明した場合は、関係諸機関と当該感染者の症状の有無、行動履歴、感染経路等を確認しつつ、総合的に判断し、必要な場合は学校保健安全法に基づく措置を講じる。

(2) 感染者にかかる情報については、状況に応じ、公表の可否を検討するものとする。

(3) 当該感染者や濃厚接触者が差別・偏見・誹謗中傷の対象とならないよう、十分に配慮する。

以　上

相愛大学
SOAI UNIVERSITY

新型コロナウイルス感染症（フローチャート）

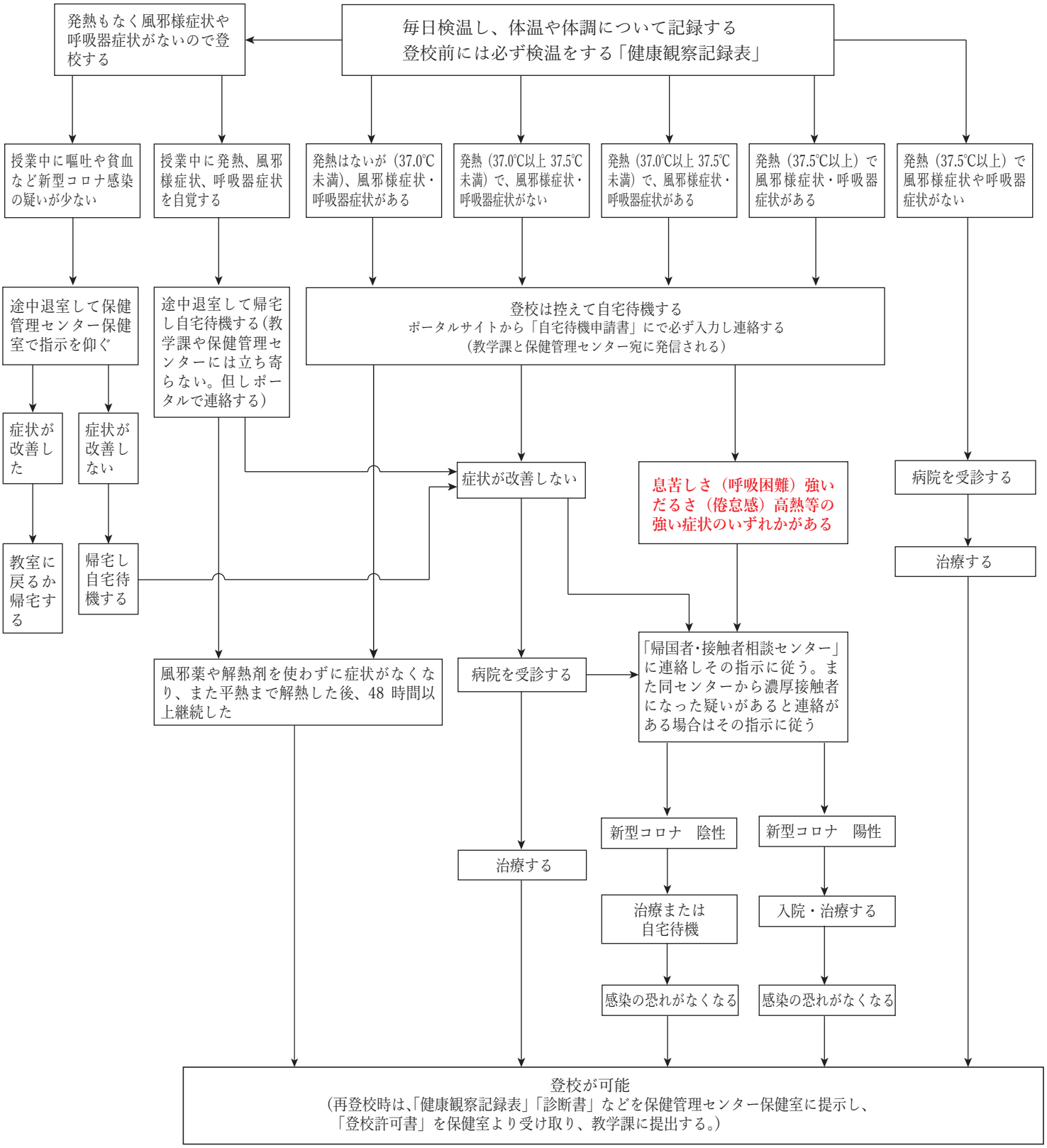

風邪様症状：くしゃみ、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、全身倦怠感など

呼吸器症状：咳、たん、胸痛など